

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康保険部保健所保健総務課
委 託 業 務 名	比叡すこやか相談所移転に伴う設備工事（B工事）委託業務
委 託 業 務 場 所	大津市坂本七丁目 24 番 1 号（平和堂坂本店 3 階）
概 要	平和堂坂本店 3 階に新設する比叡すこやか相談所内に換気設備、照明設備などの建築設備及び防災設備等を整備するもの。
契 約 期 間	令和 5 年 3 月 2 7 日から令和 5 年 8 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 3 月 2 7 日
契 約 金 額	6, 9 4 1, 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 彦根市西今町 1 番地 [名 称] 株式会社平和堂
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務については、平和堂坂本店の施設管理者である株式会社平和堂が、一元的に常時適法かつ適切な状態に維持管理する必要がある建築設備及び防災設備等の工事であり、株式会社平和堂に委託することにより、当該施設の設備に最適となる技術や安全面の確保、進捗管理等すべての工程を確実に実施できること、株式会社平和堂以外の業者では営業中に支障なく実施し、事故発生時において原因と責任の所在を明確にすることが困難であることから、株式会社平和堂と契約を締結する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号  ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。